

## 旅先案内人(観光ガイド)の育成事業仕様書

### 1. 業務名称

令和4年度 旅先案内人(観光ガイド)の育成事業

### 2. 業務目的・概要

令和2年度に日本遺産に認定された「龍田古道・亀の瀬」の周辺には、団体、個人問わず数多くの観光客が訪れているところである。

日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会(以下、協議会)は、令和3年度から無償ボランティアガイドを希望する地元の方々に研修を実施し、約 60 名のボランティアガイドの育成を通じた観光客の受入体制の整備に取り組んでいる。

アフターコロナには、国内外問わず観光客の増加が予想され、ボランティアガイドへの需要がさらに高まるものと考えことから、引き続き、当地域に関する深い知識を持ち、きめ細かいおもてなしができるボランティアガイドの養成に取り組むものとする。

### 3. 業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

### 4. 業務内容

以下の業務を行うものとし、本業務の円滑な進捗を図るため、協議会と十分協議を行うこと。

(1)週 3 日間亀の瀬地すべり歴史資料室へのコーディネーター配置(期間:開始～令和 5 年 3 月 31 日まで/日祝と平日 1 日、10 月から土日祝の予定、実働時間:7 時間。9:00～17:00、内休憩 1 時間)

ガイド育成強化の一環として、現地でのボランティアガイドの管理運営(約 60 名のシフト作成、管理。現地で電話とパソコンが使用できること。電話とパソコンでのインターネット使用に関する機材手配・使用に係る費用含む)、ボランティアガイドの窓口として現地ガイドを希望する来訪客へのボランティアガイドコーディネート全般、来訪客への現地案内等を行うもの。

(2)おもてなし・マナー研修(実地研修年 4 回以上)

旅先案内人(ガイド)の育成として、本協議会に登録する約 60 名のボランティアガイドに対して接遇、実践研修を企画・実施し、接遇やコミュニケーション能力、ホスピタリティ意識の醸成など観光ガイドとして求められるスキルを習得させる。柏原市・三郷町の観光資源の発掘やグルメ、街風情、地元文化などの体感型観光の魅力を発信できるガイドスキルの教宣およびインバウンド受入も視野に入れたカリキュラムとすること。

### 5. 成果物とその時期

本業務委託の成果物は、以下のとおりとする。なお、納入時期及び内容等詳細については、契

約時に協議会と協議した上で決定する。

(1) ボランティアガイド育成及び運営管理に必要なマニュアル、おもてなし・マナー研修資料一式

(2) ボランティアガイド育成及び運営管理に必要なマニュアル、おもてなし・マナー研修資料を収録した光ディスク2枚(DVD・BD 等)

(3) その他 事業実施に当たり、協議会と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。

## 6.業務区域

亀の瀬周辺(亀の瀬地すべり歴史資料室を活動の拠点とする)

## 7.契約上限額

2,404,400円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。

## 8.提出書類

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

(1) 管理責任者(業務全般)及び主任担当者届(業務毎) ※様式任意

(2) スケジュール表 ※様式任意

(3) その他発注者が必要と認める書類

## 9.秘密の保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用する事はできない。

また、成果品(業務履行過程において得られた記録等も含む。)を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、協議会の了承を得た場合はこの限りではない。

## 10.その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。

(2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(3) この他定めのない事項については、協議会と協議のうえ決定すること。